

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認関東地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 18 件

厚生年金関係 18 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年9月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年5月1日から同年9月5日まで  
② 昭和43年3月1日から同年4月1日まで

A社及びB社に継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が空白となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人は、当該期間において、A社の関連会社であるB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に申立期間①に厚生年金保険の被保険者記録の無い同僚が所持する給料支払明細書により、当該期間の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

さらに、複数の同僚が、「A社とB社は関連会社であり、両社の経理

処理は一体だった。給与計算の担当者も同じだった。」との証言から判断すると、申立期間①に係る保険料は、実質的には、A社における控除分として給与から控除されていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたものと認めることができることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を昭和41年9月5日に訂正することが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も連絡先不明のため照会することができないが、厚生年金保険の資格喪失日が雇用保険の離職日の翌日である昭和41年5月1日となっており、離職日は同じであることから、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の記録、複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人の雇用保険の記録から、昭和43年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和43年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も連絡先不明のため照会することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事

務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び  
周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を28万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、国（厚生労働省）の記録に反映されていない。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主から提出された申立期間に係る賞与支払明細書、同僚から提出された申立期間に係る給与支給明細書、事業主の供述及びB厚生年金基金から提出された申立人の厚生年金基金加入員台帳から判断すると、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、28万9,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、国（厚生労働省）の記録に反映されていない。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主から提出された申立期間に係る賞与支払明細書、同僚から提出された申立期間に係る給与支給明細書、事業主の供述及びB厚生年金基金から提出された申立人の厚生年金基金加入員台帳から判断すると、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、16万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、国（厚生労働省）の記録に反映されていない。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主から提出された申立期間に係る賞与支払明細書、同僚から提出された申立期間に係る給与支給明細書、事業主の供述及びB厚生年金基金から提出された申立人の厚生年金基金加入員台帳から判断すると、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、35万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 8701

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を40万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、国（厚生労働省）の記録に反映されていない。正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主から提出された申立期間に係る賞与支払明細書、同僚から提出された申立期間に係る給与支給明細書、事業主の供述及びB厚生年金基金から提出された申立人の厚生年金基金加入員台帳から判断すると、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、40万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 8702

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を25万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、国（厚生労働省）の記録に反映されていない。正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主から提出された申立期間に係る賞与支払明細書、同僚から提出された申立期間に係る給与支給明細書、事業主の供述及びB厚生年金基金から提出された申立人の厚生年金基金加入員台帳から判断すると、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、25万1,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、国（厚生労働省）の記録に反映されていない。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主から提出された申立期間に係る賞与支払明細書、同僚から提出された申立期間に係る給与支給明細書、事業主の供述及びB厚生年金基金から提出された申立人の厚生年金基金加入員台帳から判断すると、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を38万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、国（厚生労働省）の記録に反映されていない。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主から提出された申立期間に係る賞与支払明細書、同僚から提出された申立期間に係る給与支給明細書、事業主の供述及びB厚生年金基金から提出された申立人の厚生年金基金加入員台帳から判断すると、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、38万8,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を22万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、国（厚生労働省）の記録に反映されていない。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主から提出された申立期間に係る賞与支払明細書、同僚から提出された申立期間に係る給与支給明細書、事業主の供述及びB厚生年金基金から提出された申立人の厚生年金基金加入員台帳から判断すると、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、22万9,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 8706

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を13万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和18年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成16年7月16日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、国（厚生労働省）の記録に反映されていない。正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主から提出された申立期間に係る賞与支払明細書、同僚から提出された申立期間に係る給与支給明細書、事業主の供述及びB厚生年金基金から提出された申立人の厚生年金基金加入員台帳から判断すると、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、13万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 8707

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、国（厚生労働省）の記録に反映されていない。正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主から提出された申立期間に係る賞与支払明細書、同僚から提出された申立期間に係る給与支給明細書、事業主の供述及びB厚生年金基金から提出された申立人の厚生年金基金加入員台帳から判断すると、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、36万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を21万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、国（厚生労働省）の記録に反映されていない。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主から提出された申立期間に係る賞与支払明細書、同僚から提出された申立期間に係る給与支給明細書、事業主の供述及びB厚生年金基金から提出された申立人の厚生年金基金加入員台帳から判断すると、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、21万6,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、国（厚生労働省）の記録に反映されていない。正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主から提出された申立期間に係る賞与支払明細書、同僚から提出された申立期間に係る給与支給明細書、事業主の供述及びB厚生年金基金から提出された申立人の厚生年金基金加入員台帳から判断すると、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、19万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8710

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月 19 日

年金事務所からの通知により、A社（現在は、B社）に勤務していた期間に支給された賞与のうち、申立期間の賞与記録が無いことが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る平成 19 年個人別賃金台帳及びC健康保険組合から提出された健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、申立期間に事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は届出誤りにより申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8711

### 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和 58 年 4 月 1 日から同年 8 月 4 日までの期間について、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年 4 月 1 日、資格喪失日は同年 8 月 4 日であると認められることから、当該期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、11 万 8,000 円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

私は、昭和 58 年 4 月から A 社に勤務したが、国（厚生労働省）の記録では厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険に加入していたのは間違いないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 58 年 4 月 1 日から同年 8 月 4 日までの期間について、雇用保険の加入記録から、申立人は、同年 4 月 1 日から同年 8 月 3 日までの期間において、A 社に勤務していたことが確認できる。

また、A 社における事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 58 年 4 月 30 日（以下「全喪日」という。）より後の同年 11 月 8 日の処理により、「全喪」を理由として遡って資格取得を取り消されている者が申立人を含め 20 人、同年 4 月 30 日を資格喪失日として処理が行われている者が 41 人いることが確認できる。

さらに、A 社に係る当時の商業登記の記録は確認できないものの、同社の複数の従業員の雇用保険の加入記録及び証言により、上記処理により全喪日とされた昭和 58 年 4 月 30 日以降も 5 人以上の従業員が在籍し、事業が継続していたことが確認できることから、同社は、同年 4 月 1 日から同

年8月4日までの期間において厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

加えて、複数の同僚は、当該期間当時、A社の経営状態は悪く給料の遅配があった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が、申立人について、資格取得日の取消し処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格取得日は、当該取消し前の被保険者名簿から昭和58年4月1日、資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である同年8月4日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の被保険者名簿の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和58年8月4日から同年9月30日までの期間については、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は連絡先が不明であることから、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、A社を退職した時点で同僚の一人が勤務していたと供述しているところ、当該同僚の雇用保険の加入記録における離職年月日は昭和58年8月31日であることが確認できる。

さらに、当該同僚はA社を退職した理由について、会社が不渡りを出したので退職したと供述しているが、申立人は「母が病気になったことから、自主退職した。会社が閉鎖したことは退職した後から聞いた。」と供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（山梨）厚生年金 事案 8712

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は 21 万 5,000 円、申立期間②は 22 万 7,000 円、申立期間③は 22 万 8,000 円、申立期間④は 24 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 6 日  
② 平成 16 年 12 月 7 日  
③ 平成 17 年 7 月 12 日  
④ 平成 18 年 7 月 19 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の賞与の記録が無い。申立期間に賞与を受け取っていたことが分かる預金通帳を提出するので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した B 銀行の普通預金通帳、A 社の回答、同僚から提出された賞与明細書及び当該事業所が所持する「平成 18 年賃金台帳一覧」から、申立人は、申立期間①から④までにおいて当該事業所から賞与が支給されていたものと認められる。

また、複数の同僚から提出された賞与明細書からは、賞与の総支給額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間①から④までに係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたものと認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立



人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から④までに係る標準賞与額については、上記同僚の賞与明細書、申立人の普通預金通帳及びA社から提出された「平成18年賃金台帳一覧」から判断すると、申立期間①は21万5,000円、申立期間②は22万7,000円、申立期間③は22万8,000円、申立期間④は24万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①から④までに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っておらず、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付していないと回答していることから、これを履行していないと認められる。

## 関東（新潟）厚生年金 事案 8714

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成15年7月については18万円、同年11月については16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額の保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年11月1日から16年10月1日まで

A事業所（平成13年12月6日にB社に名称変更）に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から被保険者負担分のみならず、事業主負担分も控除されていたので、当該期間に係る標準報酬月額を控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。また、訂正できなければ、控除された事業主負担分の保険料を返してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これにより記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が給与から控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

2 平成13年5月から同年11月までの期間、14年1月から同年11月までの期間、15年1月から同年9月までの期間、同年11月及び16年1月については、申立人が提出した給与明細書等において、オンライン記

録の標準報酬月額に見合う被保険者負担分の厚生年金保険料額の2倍以上の金額が控除されていること、事業主の回答及び申立人の申立内容等から、当該給与明細書等に記載された厚生年金保険料のうち2分の1は事業主負担分の保険料であったと判断でき、申立人が控除された被保険者負担分の厚生年金保険料額も、当該給与明細書等に記載された厚生年金保険料の2分の1であったと認められる。

したがって、上記の給与明細書等により、平成15年7月及び同年11月は、オンライン記録は両月とも15万円であるが、報酬月額に基づく標準報酬月額はそれぞれ18万円及び16万円、当該期間に係る保険料控除額のうち被保険者負担分に基づく標準報酬月額は両月とも19万円であることから、当該期間の標準報酬月額の記録を、15年7月については18万円、同年11月については16万円に訂正することが必要である。

なお、平成15年7月及び同年11月に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の事務処理の経緯から判断すると、事業主が前述の給与明細書等の資料で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（オンライン記録の標準報酬月額の保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、上記の給与明細書等により、平成13年5月から同年11月までの期間、14年1月から同年11月までの期間及び15年1月から同年3月までの期間については当該保険料控除額の2分の1に見合う標準報酬月額がオンラインで記録されている標準報酬月額と同額であること、同年4月から同年6月までの期間、同年8月、同年9月及び16年1月については当該保険料控除額の2分の1に見合う標準報酬月額が、オンラインで記録されている標準報酬月額を超えるものの、報酬月額に基づく標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と同額以下であることが確認できることから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成14年12月は給与明細書等が無い場合、保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額が不明であり、オンライン記録と相違があるか否かの判断ができない。

また、上記の給与明細書等により、平成12年11月から13年4月までの期間及び同年12月については、オンラインで記録されている標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と同額になっていること、15年10月、同年12

月及び 16 年 2 月から同年 9 月までの期間は、報酬月額に基づく標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と同額以下であることが確認できることから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人は、記録訂正ができない場合は自身が負担した事業主負担分保険料を返金してほしいとしているが、年金記録確認第三者委員会は、保険料控除の有無について検討し、年金記録の訂正の要否を判断する機関であり、保険料の返金の可否を判断することはできない。

## 関東（群馬）厚生年金 事案 8715

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和52年2月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月11日から同年3月11日まで  
A社に申立期間の前後を含めて継続して勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。当該期間について厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、A社B事業所から提出された申立人に係る人事連絡簿及び複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（A社から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記人事連絡簿及び申立人が所持する入社後職歴から、昭和52年2月11日とすることが必要である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和52年3月の記録から、32万円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書に記載の資格取得日が昭和52年3月11日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の同年2月に係る厚生年金保険料について納入

の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 関東（長野）国民年金 事案 5518

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 8 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月から 56 年 3 月まで

昭和 56 年 3 月に学校を卒業し、同年 4 月に就職したが、入社した会社が社会保険に加入しておらず、自分で国民年金に加入するよう言われたため、同月に A 市役所で加入手続を行った。その際、同市役所の担当職員から申立期間に係る国民年金保険料を納付するように言われたので、手元にあった約 3 万円で、まとめて納付した。申立期間に係る記録が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料をまとめて納付したと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 57 年 1 月頃に払い出されたものと推認される上、同時点で申立期間は過年度となるが、A 市役所は「過年度保険料は収納していない。当時、市役所内に B 銀行の派出窓口があったが、国庫金である過年度保険料は収納していなかった。」と回答していることから、申立人が申立期間に係る保険料を A 市役所で納付したとは考え難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和 57 年 1 月の時点では、申立期間である 55 年 8 月から 56 年 3 月までの期間に加えて、現年度である同年 4 月から同年 12 月までの期間に係る国民年金保険料が未納であったと考えられるが、55 年 8 月から 56 年 12 月までの期間に係る保険料をまとめて納付するために必要な額は約 7 万円であ

り、申立人が加入手続後に納付したと主張する額（約3万円）と大きく相違している上、A市役所は「現年度保険料は収納していた。」としていることから、申立人が国民年金の加入手続を行った後にまとめて納付したのは、オンライン記録により納付済みであることが確認できる56年4月から同年12月までの期間に係る保険料（4万500円）であったと考えるのが自然である。

さらに、オンライン記録等で氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 6 月 1 日から 52 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 52 年 7 月 1 日から 53 年 6 月 1 日まで  
③ 昭和 53 年 6 月 1 日から 54 年 2 月 1 日まで

申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社に勤務した。それぞれ仕事の内容はD場内のE業務であり、給料から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の事業主は、保管している資料が昭和 57 年以降のものであり、申立期間①当時の資料は無く、申立人が当該期間に勤務していたかどうかについては、確認ができないと回答している。

また、申立期間①当時、当該事業所に勤務していた同僚 15 人に照会したところ、回答があった7人のうち6人は申立人のことを知らないと回答しており、ほかの一人は申立人のことを知っているような気がするが自分が入社した昭和 51 年 4 月にはいなかったと思うと回答している。

さらに、申立期間①当時、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

申立期間②について、B社の同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業主は、申立期間②当時の担当者はおらず、また、従業員の出入りが多いため申立人が申立期間②に勤務していたかは覚えておらず、資料も無いと回答している。

また、事業主は、当該事業所においては、D場内のE業務従事者は社会保険には加入させず日払いで給与を支給していたと回答している。

さらに、申立期間②当時、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

申立期間③について、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成16年11月1日であり、申立期間③は厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、当該事業所は、平成25年10月16日で解散しており、元事業主に照会したが、回答を得ることができなかった。

さらに、申立人は、同僚を記憶していないことから、当該同僚に申立人の申立期間③に係る勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 1 日から 36 年 9 月 1 日まで  
A事業所（昭和 39 年 5 月 1 日にB事業所に名称変更）に勤務していた期間、同僚は厚生年金保険の被保険者記録があるが、私の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた同僚を含めA事業所の申立期間当時の同僚に照会をしたところ、複数の同僚から申立人は同じ職場の同僚だったという回答が得られたことから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所は昭和 35 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の一部は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、事業主の妻に照会したものの回答は得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間当時、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（新潟）厚生年金 事案 8713

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 8 月  
年金記録を確認したところ、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成 18 年の賃金台帳において、申立期間の賞与の支給は確認できない。

また、A社の事務担当者は、賞与は口座振込で支給していると供述しており、申立人が給与振込口座を指定している金融機関から提出された申立人に係る「流動性取引履歴明細表」においても、申立期間の賞与の振込みは確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 関東（埼玉）厚生年金 事案 8716

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 26 日から同年 11 月 1 日まで  
A社において昭和 47 年 8 月及び同年 9 月の 2 か月しか厚生年金保険に加入してないが、自分が所持している給料支払明細書によると、同年 8 月から同年 10 月までの 3 か月について給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給料支払明細書及び事業主の回答により、申立人は、昭和 47 年 10 月分の給与から事業主により同月に係る厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

しかしながら、被保険者期間を計算する場合には、厚生年金保険法第 19 条により、月によるものとし、被保険者資格を喪失した月の前月までを算入するとされ、同法第 14 条により、資格喪失の時期は事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、昭和 47 年 10 月を被保険者期間とするには、同年 10 月 31 日まで勤務していなければならないが、申立人自身がA社を退職したのは同年 10 月 25 日であると陳述していること、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に「47 年 10 月 25 日退職」と記載されていること、及び雇用保険の記録により申立人が同社を離職したのは同日であることが確認できることから、申立人が同社に同年 10 月 31 日まで勤務していたとは認められない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 関東（長野）厚生年金 事案 8717

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月20日まで  
申立期間について、A社（現在は、B社）C工場に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社は、申立期間当時の労働者名簿及び賃金台帳等の資料は無く、申立人の勤務期間及び申立期間に係る給与からの厚生年金保険料控除について不明としている。

また、A社で、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録を有する8人に照会し、3人から回答を得たが、申立人を覚えていないとしており、申立人の申立内容について陳述を得ることができない。

さらに、A社の事業所別被保険者名簿を申立期間について確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。